

生計中心者認定についての申出書

長岡京市長 様

住所
【申出者】
 氏名 印
 (電話番号)

在宅福祉サービスの利用にあたって、その費用負担区分の決定のため、次のように私の世帯の生計状況等を申し出ます。なお、この申し出の確認及び費用負担額の決定のため、市が私の世帯構成ならびに要介護認定状況、生活保護受給の有無及び所得の状況について、住民基本台帳・課税台帳・介護保険受給者台帳及び生活保護受給者名簿により確認されることを了承します。

※扶養状況の確認のため、利用者の保険証のコピーを提出して下さい。コピーの提出が困難な場合は、市職員等が保険証の内容を確認させていただきます。

区分	独居 ・ 高齢者世帯 ・ 子等と同居世帯 ・ その他 ()		
生活保護受給	有 ・ 無		
同居世帯構成 ※収入の多い人から記入してください。	氏名	続柄	利用者の扶養状況
		利用者	
			税・保険
			税・保険
			税・保険
別居の親族	氏名	続柄	利用者の扶養状況
			税・保険
	住所	備考	

※職員確認欄	保険証の種類	扶養義務者名

《記入上の注意》

- ①「同居世帯構成」欄には、同一敷地内に居住している人を記入してください。
- ②「利用者の扶養状況」欄については、利用者を所得税の扶養控除の対象としている人は「税」に○を健康保険の被扶養者としている人は「保険」に○を付けて下さい。
- ③「別居の親族」欄については、利用者を扶養していると考えられる場合（所得税の扶養控除・健康保険の被扶養者）のみ、記入をお願いします。
- ④住民票上の世帯に関係なく、同一敷地内に居住している人を記入してください。
- ⑤生計中心者の認定方法については、別紙【「生計中心者認定についての申出書」記入にあたって】をご確認下さい。

※高齢介護課記入欄※

利用者氏名					
個人コード		世帯コード			

年度	生計中心者氏名	所得税額	市民税額		生保	備考欄
年度			所得割	均等割	受給	
	個人コード	世帯区分	課税 ・ 非課税	課税 ・ 非課税		
		非課税 一般(C D E F G1 G2)				

年度	生計中心者氏名	所得税額	市民税額		生保	備考欄
年度			所得割	均等割	受給	
	個人コード	世帯区分	課税 ・ 非課税	課税 ・ 非課税		
		非課税 一般(C D E F G1 G2)				

年度	生計中心者氏名	所得税額	市民税額		生保	備考欄
年度			所得割	均等割	受給	
	個人コード	世帯区分	課税 ・ 非課税	課税 ・ 非課税		
		非課税 一般(C D E F G1 G2)				

年度	生計中心者氏名	所得税額	市民税額		生保	備考欄
年度			所得割	均等割	受給	
	個人コード	世帯区分	課税 ・ 非課税	課税 ・ 非課税		
		非課税 一般(C D E F G1 G2)				

※基準による生計中心者の認定が困難な場合は、係内で検討の上で認定し、認定理由を備考欄に記入すること。また生計中心者が変更になった場合にも、変更理由を備考欄に記入すること。

「生計中心者認定についての申出書」記入にあたって

長岡京市高齢介護課

【生計中心者の認定】

生計中心者とは、利用者の属する世帯を、主に事実上維持している者で、次のような基準により認定します。

認定の主な基準

1. 収入の大小
2. 扶養の有無
3. 同居・別居
4. 続柄

1. 独居世帯・高齢者世帯

原則として、その世帯のうち収入の多い人を生計中心者とします（扶養の有無は関係なし）。

ただし、利用者を別居の子等が税の扶養控除の対象としている、健康保険の被扶養者としている、その他利用者の生計を維持していると認められる場合は、別居の子等を含め収入の多い人を生計中心者とします。

2. 子等と同居している世帯

原則として、本人、同居している配偶者及び子（子の配偶者も含む）の内、収入の多い人を生計中心者とします（扶養の有無は関係なし）。

ただし、同居の孫・兄弟姉妹等が、利用者を税の扶養控除の対象としている、健康保険の被扶養者としている場合には、その人を含めて、収入の多い人を生計中心者とします。

また、同居の子等以外に別居の子等がいる場合には、別居の子等が利用者の生計を維持していると認められる場合には、別居の子等を含め収入の多い人を生計中心者とします。

※「同居している」とは、住民登録上ではなく、同一建物・敷地に居住していること、「子等」とは、子・孫・兄弟姉妹等の親族です。

《注意事項》

- ① 在宅福祉サービスの利用にあたり、費用負担が必要となるサービスについて、利用者の世帯の生計中心者を決定しますので、正確に記入し、必要な書類を添付してください。この申出書に基づき毎年度、市で課税等の状況を確認します。
※調査の結果、申出書の内容と異なる場合は、市の調査により生計中心者を認定します。
- ② 生計中心者と思われる方が他市に居住している場合には、前年中の収入・所得税・市民税が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し等）を提出してもらいます。
- ③ 後日、申出書の世帯状況等に変更があった場合は、必ず高齢介護課まで届け出てください。